

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)	川西市建築審査会		
事務局(担当課)	都市整備部まちづくり指導室建築指導課		
開催日時	平成24年9月19日(水) 午後3時		
開催場所	川西市役所 5階 502会議室		
出席者	委員	池田敏雄 高尾裕二 室崎千重 宮坂清志 末澤雅子	
	その他		
	事務局	田口室長 和田参事兼課長 篠崎主幹 成田課長補佐 田淵主査 中村主査	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会議次第	報告第1号～報告第9号 敷地等と道路との関係に係る許可における包括 同意の報告について		
会議結果	報告第1号～報告第9号 了承		

## 審 議 経 過

開 会	(第92回 建築審査会の開催を宣言)  (まちづくり指導室長あいさつ)
事務局	(本日の審査会は、5名の委員の出席があり、会議は成立することを報告。)
事務局	本日の審査会は、報告といたしまして、「敷地等と道路との関係に係る許可における包括同意の報告」が9件を予定しております。 会長、審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	本日は報告案件のみです。それでは、進めたいと思います。
事務局	(報告第1号から第9号について、説明をする。)
議 長	何かご質問はありますか？
委 員	報告第1号ですが、2 ページに載っている道路までの距離のことですが、法42条第2項までの建物から(北 - 西 - 南 - 東へと)ぐるっと回っての距離ですか？それは南側では幅員が1.8m以下と狭いからですか？
事務局	南側では一部幅員が狭いため道扱いをしていない部分がありますので、南に下らず北 - 西 - 南 - 東へと抜けています。南側は狭いが階段がありますので通り抜けられないわけではありませんが、道の判断としておりません。
委 員	法第42条第2項道路に繋がっておれば道路法上の道路に接しているが、第2項道路はみなしだから狭いのもある。場合によっては敷地の前よりももっと狭い道路をと通って正規の道に出るという場合もあるので、第2項(みなし)道路の一番狭い部分の幅員も知りたい。消防自動車を通れるなどみなし道路に繋がっておればそれでいいということではない。
事務局	今回の案件では、川沿いの道に出れば幅員は確保できており、東西に通り抜けられる基準法上の道路へ通じております。
委 員	報告第2号の敷地前の道がどのようにして基準法上の道路まで通じているのですか？
事務局	幅員が4m以上の部分は法第42条第1項第1号道路としておりますが、4m未満の部分はただし書きの扱いです。今回の物件に対しましては前面に水路

敷きがありまして、その蓋をかけているということです。路線としては市の認定道路ですが、幅員4m以上の部分までは法42条第1項第1号扱いとし、それ以外は水路敷き等で幅員が確保できていないので、ただし書きの位置づけとしています。

委員 建物の配置的には道からさがっているが、道路斜線制限は4.0mですか？

事務局 河川があるので河川側から4.0mの一方後退とし、そのラインを道路境界線とみなしてそこから水路占用としています。

委員 報告第3号の建物ですが、少し小さいように思うが、一戸建てですか？

事務局 この物件は、平成13年度第39回建築審査会で同意済みの許可基準で過去に個別同意を得た同一路線沿いの戸建て住宅として包括同意基準としたものです。

委員 前面の道の幅員が2.9mあるので包括第4号では？

事務局 市の取扱いでは緑色の道なので、2のH欄で個別同意となっておりますが、過去に同一路線での許可がありましたので、包括に移行しています。

委員 報告第4号ですが、5,520とあるのは直角の寸法ですか？

事務局 道路に接している周長です。

委員 グレーチングとは？

事務局 溝蓋です。写真4の右側の部分です。

委員 報告第8号の現況写真ですが、敷地と空地の境界があいまいに見えるが？所有者と施工者は同一ですか？

事務局 同一ではありませんが、現況がこのような状態の私道で未舗装です。

委員 側溝の整備はしないのですか？

事務局 開発等の指導要綱であれば指導等しますが2戸以上の開発が対象になるので1戸建てには対象外です。

議 長 他にご質問はありませんか？

(委員より特に質問なし)

議 長 特に無いようですので、報告第1号から第9号について、審査会として了承してよろしいか。

委 員 「了承」

議 長 その他について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 委員の名簿について一部変更がありましたので新しいものと審査会の日程について、今後の開催日の予定表を配布させて頂いております。昨年度調整させて頂いて承認頂きましたが、今年度も毎月第3水曜日、3時からとさせて頂くことで承認をお願いいたします。

議 長 では、今年度も毎月第3水曜日で行うことでよろしいか。

委 員 「了承」

事務局 次回の開催についてですが、10月は案件がありませんので、11月21日水曜日を予定しております。よろしくをお願いいたします。

議 長 以上で本日の審査会は終わります。

閉会 午後 4時15分